

「三河港における船舶と陸地との間の交通場所並びに  
貨物の積卸場所の指定について」の一部改正について

関税法（昭和29年法第61号）第24条第1項の規定により、「三河港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成13年7月1日公示第1号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

平成31年4月1日

豊橋税関支署長 佐藤正行

記

記2の表中

「

場所の名称	所在地	備考
(1)神野埠頭 3号、4号、7号及び 8号岸壁	豊橋市神野ふ頭町3番1地先、 10番1地先、 神野西町一丁目9、10番	

」を

「

場所の名称	所在地	備考
(1)神野埠頭 3号、4号、7号及び 8号岸壁	豊橋市神野ふ頭町3番1地先、 10番1地先、 神野西町一丁目8番、9番、10番	

」に

改める。

附 則

この公示は、平成31年4月1日から施行する。